

(健Ⅱ106F)

平成30年8月30日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菴 敏

インフルエンザに関する特定感染症予防指針の一部改正について

今般、インフルエンザに関する特定感染症予防指針が改正され、本年8月22日より適用される旨、別添のとおり厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）長あて、通知がなされました。

なお、改正の概要は下記のとおりとなっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

- ・第一「原因の究明」の中に、感染症法第14条の2第2項に規定する指定提出機関がインフルエンザの患者を診断した場合における当該患者の検体又は病原体の一部の提出義務について追記する。
- ・新型インフルエンザについては、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び新型インフルエンザ等対策政府行動計画に基づき、総合的な対策が進められていることから、指針中の新型インフルエンザに関する記載を削除する。

平成 30 年 8 月 22 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

（公 印 省 略）

インフルエンザに関する特定感染症予防指針の一部改正について（通知）

平素より、感染症対策の推進につきまして、御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

平成 30 年 3 月 29 日の予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会及び平成 30 年 4 月 26 日の厚生科学審議会感染症部会における議論を踏まえ、インフルエンザに関する特定感染症予防指針（平成 11 年厚生省告示第 247 号。以下「指針」という。）を別添のとおり改正しましたので、主な改正内容を下記のとおり通知いたします。

つきましては、今般の改正の趣旨を踏まえ、感染症対策の一層の推進を図っていただきますようお願いいたします。

記

第 1 改正の概要

- ・ 第一「原因の究明」の中に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第14条の2第2項に規定する指定提出機関（都道府県知事の指定を受けた病院若しくは診療所又は衛生検査所をいう。）がインフルエンザの患者を診断した場合における当該患者の検体又は病原体の一部の提出義務について追記する。
- ・ 新型インフルエンザについては、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）及び新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成25年6月7日閣議決定）に基づき、総合的な対策が進められていることから、指針中の新型インフルエンザに関する記載を削除する。

第 2 適用期日

平成 30 年 8 月 22 日

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

- 天皇皇后両陛下は第七十三回国民体育大会に御臨場になる件(宮内庁八)
- 特定国外派遣組織を指定する件(総務二九一)
- 日本国に帰化を許可する件(法務二六七)
- ケニア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件(外務二六〇)
- 技術協力に関する日本国政府とクウェート国政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件(同二六一)
- 障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による住宅就業支援団体が在宅就業障害者に係る業務の全部を廃止した件(厚生労働三〇七)
- インフルエンザに関する特定感染症予防指針の一部を改正する件(同三〇八)
- 船舶安全法に基づく型式承認等をした件(国土交通一〇五三)
- 海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示(海上保安庁五一)

○道路に関する件

(東北地方整備局一九一)

○道路に関する件

(中部地方整備局七四)

〔人事異動〕

内閣 法務省 特許庁 最高裁判所

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針に関する公示(厚生労働省)

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について(厚生労働省)

〔公 告〕

諸事項

官庁

犯罪被害財産支給手続開始決定、製造たばこ小売定価、建設業の許可の取消処分関係

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係

特殊法人等

厚生年金基金清算終了・清算人退任

関係

会社その他

告 示

○宮内庁告示第八号

天皇皇后両陛下は、福井県において開催される第七十三回国民体育大会に御臨場、併せて地方事情を御視察のため、九月二十八日から同月三十日まで同県へ行幸啓になる。
平成三十年八月二十二日
宮内庁長官 山本信一郎

○総務省告示第二百九十一号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。
平成三十年八月二十二日
総務大臣 野田 聖子

一名 称 平成三十年度米国における米陸軍との実動訓練部隊

二 国外派遣期間 平成三十年八月二十三日 から平成三十年九月二十二日まで

三 派遣人数(概数) 約百三十人

四 派遣地 域 アメリカ合衆国ワシントン州

○法務省告示第二百六十七号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。
平成三十年八月二十二日
法務大臣 上川 陽子

住所 滋賀県瀬田市長戸町14番地32
本居 平成二年五月三十一日生
本居 平成四年三月十八日生

住所 名古屋市中区元八事4丁目180番地1
ウ・ホアノ・チャン 平成十六年五月十四日生
ウ・チンエン・チャン 平成十八年五月十一日生
ウ・チャン・チンエン・パン 平成二十一年十二月七日生

住所 さいたま市中央区総合3丁目11番2-1号
住生 八ハマト・ダウト・ガウジー 昭和四十一年四月十日生

住所 東京都中野区弥生町2丁目36番15号
住生 マヘデイ・ガセミ 昭和六十一年八月二十三日生

第二条

1 この協定に基づいて実施される個別の技術協力計画を規律する別個の取決めは、両締約国政府の権限のある当局間で合意される。日本国政府の権限のある当局は外務省であり、クウェート国政府の権限のある当局は計画開発最高評議会事務局である。

2 個別の技術協力計画の細目及び手続を規律する別個の契約は、1に規定する取決めに基づき、クウェート国政府の關係当局と独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）との間で締結される。

第三条

1 次の形態による技術協力は、日本国の現行の法令及び前条1に規定する取決めに従い、JICAにより行われる。

(a) 技術訓練をクウェート国民に提供すること。

(b) JICAからの専門家（以下「JICA専門家」という。）をクウェート国に派遣すること。

(c) クウェート国の経済開発及び社会開発に係る計画に関する調査を行うため、日本国の調査団（以下「日本国の調査団」という。）をクウェート国に派遣すること。

(d) 設備、機械及び資材をクウェート国政府に供すること。

(e) 両締約国政府間で相互の同意により決定されるその他の形態の技術協力をクウェート国政府に対して行うこと。

第四条

クウェート国政府は、前条に規定する日本国の技術協力の結果としてクウェート国民が取得した技術及び知識並びに供与された設備、機械及び資材がクウェート国の経済開発及び社会開発に寄与すること並びに軍事目的に使用されないことを確保する。

第五条

クウェート国に派遣されたJICA専門家及び日本国の調査団の構成員並びにクウェート国に滞在中のそれらの家族は、クウェート国の領域において、千九百六十一年四月十八日の外交関係に関するウィーン条約第三十七条2に基づいて事務及び技術職員に与えられる特権及び免除をクウェート国政府により与えられる。

第六条

クウェート国政府は、その指定する機関を通じ、JICA専門家及び日本国の調査団の構成員と密接な連絡を維持する。

第七条

クウェート国政府は、必要なときは、クウェート国に滞在中のJICA専門家及び日本国の調査団の構成員並びにそれらの家族の安全を確保するために必要な措置をとる。

第八条

両締約国政府は、この協定により又はこれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

第九条

1 この協定の規定は、この協定が効力を生じた後、この協定が効力を生ずる前に開始した個別の技術協力計画にも適用され、かつ、クウェート国に滞在中のJICA専門家及び日本国の調査団の構成員並びにそれらの家族であつて、当該計画に関連するもの並びに当該計画に関連する設備、機械及び資材にも適用される。

2 この協定の終了は、両締約国政府間の相互の同意により別個の決定が行われる場合を除くほか、実施中の個別の技術協力計画が完了する日までの間当該計画に影響を及ぼすものではない。また、当該計画に関連する自己の任務を遂行するためにクウェート国に滞在中のJICA専門家及び日本国の調査団の構成員並びにそれらの家族に与えられる特権、免除及び便宜に影響を及ぼすものでもない。

第十条

1 この協定は、日本国政府がクウェート国政府からこの協定の効力発生のために必要な国内手続を完了した旨の書面による通告を受領した日に効力を生ずる。

2 この協定は、一年間効力を有するものとし、いずれか一方の政府が他方の政府に対しこの協定を終了させる意思を書面により少なくとも六箇月の予告をもって通告しない限り、毎年自動的に一年ずつ更新される。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二十七年七月十三日にクウェートで、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、日本語の本文による。

日本国政府のために
足本孝

クウェート国政府のために
ガーンム・サクル・アル・ガーンム

○厚生労働省告示第三百七号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第三項の規定により、同条第一項の在宅就業支援団体について、在宅就業障害者に係る業務の全部を廃止する旨の届出があつたので、同条第二十二項第三号の規定に基づき公示する。

平成三十年八月二十二日
厚生労働大臣 加藤 勝信

在宅就業支援団体の名称	住所	代表者の氏名	在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人ネビオン	兵庫県神戸市須磨区妙法寺字岩山一〇五六一	向 昭彦	兵庫県神戸市須磨区妙法寺字地子田千三十五番二	平成三十年四月三十日
特定非営利活動法人自立支援センター	東京都江戸川区小松川一五二二五五号室	木村 利信	東京都江戸川区小松川一五二二五五号室	平成三十年五月七日

○厚生労働省告示第三百八号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十一條第一項及び予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第四條第一項の規定に基づき、インフルエンザに関する特定感染症予防指針（平成十一年厚生省告示第百四十七号）の一部を次の表のように改正したので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十一條第一項及び予防接種法第四條第四項の規定に基づき公表する。

平成三十年八月二十二日
厚生労働大臣 加藤 勝信
（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>インフルエンザは、人類が数千年前から経験してきた感染症であり、人類にとつて最も身近な感染症の一つである。また、風邪症候群を構成する感染症の一つであることから、特に、我が国において、普通の風邪と混同されることが多い。しかしながら、罹患した場合の症状の重篤性や肺炎等の合併症の問題を考えた場合には、普通の風邪とは全く異なる転帰を迎えることがあるといった特性に加えて、A型インフルエンザについては、汎流行が数十年に一度発生し、我が国を含めた世界各国で甚大な健康被害と社会活動への影響を引き起こすという特徴を有している。このようなインフルエンザが与える個人及び社会全体への影響に鑑みると、行政関係者や医療関係者はもちろんのこと、個々の国民においてもその予防に取り組んでいくことが極めて重要である。</p>	<p>インフルエンザは、人類が数千年前から経験してきた感染症であり、人類にとつて最も身近な感染症の一つである。また、風邪症候群を構成する感染症の一つであることから、特に、我が国において、普通の風邪と混同されることが多い。しかしながら、罹患した場合の症状の重篤性や肺炎等の合併症の問題を考えた場合には、普通の風邪とは全く異なる転帰を迎えることがあるといった特性に加えて、A型インフルエンザについては、汎流行が数十年に一度発生し、我が国を含めた世界各国で甚大な健康被害と社会活動への影響を引き起こすという特徴を有している。このようなインフルエンザが与える個人及び社会全体への影響に鑑みると、行政関係者や医療関係者はもちろんのこと、個々の国民においてもその予防に取り組んでいくことが極めて重要である。</p>

さらに、近年においては、乳幼児のインフルエンザの罹患中に発生する脳炎や脳症の問題等も指摘されている。

本指針は、このような認識及び状況の下に、我が国最大の感染症であるインフルエンザについて、国、地方公共団体、医療関係者等が連携して取り組んでいくべき対策について、予防接種の推進等による発生の予防及びまん延の防止、良質かつ適切な医療の提供、正しい知識の普及等の観点から新たな取組の方向性を示すことを目的とする。また、本指針に基づいて、具体的かつ技術的なインフルエンザ対策要綱を作成し、それに基づいた総合的な対策を進めていくこととする。なお、新型インフルエンザについては、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）及び新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成二十五年六月七日閣議決定）に基づき、総合的な対策が進められている。本指針については、少なくとも五年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更していくものである。

第一 原因の究明

二 発生動向の調査の強化

国及び都道府県等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。）に基づくインフルエンザの発生動向の調査を強化すべきである。特に、感染症の情報収集における迅速性と正確性という本来相反する二つの側面の均衡に配慮しつつ、感染力が極めて強く、かつ、極めて短期間の間に流行が拡大するというインフルエンザの特性に応じた効果的かつ効率的な情報収集体制を整備すべきである。また、感染症法第十四条の二第二項において、都道府県知事の指定を受けた病院若しくは診療所又は衛生検査所（以下「指定提出機関」という。）の管理者は、当該指定提出機関（病院又は診療所に限る。）の医師がイン

さらに、近年においては、乳幼児のインフルエンザの罹患中に発生する脳炎や脳症の問題等も指摘されている。

本指針は、このような認識及び状況の下に、我が国最大の感染症であるインフルエンザについて、国、地方公共団体、医療関係者等が連携して取り組んでいくべき対策について、予防接種の推進等による発生の予防及びまん延の防止、良質かつ適切な医療の提供、正しい知識の普及等の観点から新たな取組の方向性を示すことを目的とする。また、本指針に基づいて、具体的かつ技術的なインフルエンザ対策要綱を作成し、それに基づいた総合的な対策を進めていくこととする。

第一 原因の究明

二 発生動向の調査の強化

国及び都道府県等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。第三の四において「感染症法」という。）に基づくインフルエンザの発生動向の調査を強化すべきである。特に、感染症の情報収集における迅速性と正確性という本来相反する二つの側面の均衡に配慮しつつ、感染力が極めて強く、かつ、極めて短期間の間に流行が拡大するというインフルエンザの特性に応じた効果的かつ効率的な情報収集体制を整備すべきである。また、感染症の発生動向の調査に当たっては、患者情報のみならず病原体情報も含めて、総合的に行うことが重要である。

フルエンザの患者を診断したとき、又は当該指定提出機関（衛生検査所に限る。）の職員がインフルエンザの患者の検体若しくはインフルエンザの病原体について検査を実施したときは、当該患者の検体又は当該病原体の一部を都道府県知事等に提出することが義務づけられており、感染症の発生動向の調査に当たっては、患者に関する情報のみならず、病原体に関する情報も含めて、総合的な調査を行うことが重要である。

三 国際的な発生動向の把握

インフルエンザは、我が国のみならず世界中で発生する地球規模の感染症であることから、我が国のインフルエンザ対策をより一層の確かなものとするため、国際的なインフルエンザの発生及び流行の状況を把握すべきである。

第三 医療の提供

一 基本的考え方

インフルエンザは、健康な人が罹患した場合には、重症化することは少ないが、初期症状は普通の風邪と共通する点が多いことから、その鑑別診断は容易ではない。よって、インフルエンザ様の症状を呈する患者の診療に当たっては、的確な鑑別診断が重要である。また、乳幼児が罹患した場合には、脳炎や脳症を引き起こすことも問題として指摘されており、高齢者を中心として慢性疾患を有する者等が罹患した場合には、合併症を併発することにより重症化する場が多くなり、これらの高危険群に属する者に対しては、呼吸器症状の治療のみならず、十分な全身の管理が求められる。したがって、国及び都道府県等は、医療関係者を支援していくため、医療機関向け学術情報の発信強化等を図ることが重要である。

二 五 (略)

フルエンザの患者を診断したとき、又は当該指定提出機関（衛生検査所に限る。）の職員がインフルエンザの患者の検体若しくはインフルエンザの病原体について検査を実施したときは、当該患者の検体又は当該病原体の一部を都道府県知事等に提出することが義務づけられており、感染症の発生動向の調査に当たっては、患者に関する情報のみならず、病原体に関する情報も含めて、総合的な調査を行うことが重要である。

三 国際的な発生動向の把握

インフルエンザは、我が国のみならず世界中で発生する地球規模の感染症であることから、我が国のインフルエンザ対策をより一層の確かなものとするため、我が国に隣接した東アジアを中心とした国際的なインフルエンザの発生及び流行の状況を把握すべきである。

第三 医療の提供

一 基本的考え方

インフルエンザは、健康な人が罹患した場合には、重症化することは少ないが、高齢者を中心として慢性疾患を有する者等が罹患した場合には、合併症を併発することにより重症化する場が多くなり、また、乳幼児が罹患した場合には、脳炎や脳症を引き起こすことも問題として指摘されている。しかしながら、その初期症状は、普通の風邪と共通する点が多いことから、その鑑別診断は、容易ではない。したがって、インフルエンザ様の症状を呈する患者の診療に当たっては、的確な鑑別診断が重要であり、かつ、高齢者等の高危険群に属する者に対しては、呼吸器症状の治療のみならず、十分な全身の管理が求められる。したがって、国及び都道府県等は、医療関係者を支援していくため、医療機関向け学術情報の発信強化等を図ることが重要である。

二 五 (略)

第四 研究開発の推進

一・二 (略)

三 疫学研究の推進

国は、インフルエンザの発生及びまん延の状況の早期把握、流行予測の手法に関する研究を推進するとともに、高齢者に対するインフルエンザワクチンの接種の効果の検証、インフルエンザに罹患した場合における脳炎や脳症の発症の可能性があるためにインフルエンザの高危険群に属する可能性がある乳幼児に関する疫学研究等を推進することが重要である。

四・五 (略)

第四 研究開発の推進

一・二 (略)

三 疫学研究の推進

国は、インフルエンザの発生及びまん延の状況の早期把握、流行予測の手法に関する研究を推進するとともに、高齢者に対するインフルエンザワクチンの接種の効果の検証、インフルエンザに罹患した場合における脳炎や脳症の発症の可能性があるためにインフルエンザの高危険群に属する可能性がある乳幼児に関する疫学研究等を推進することが重要である。

四・五 (略)

第六 新型インフルエンザウイルスの感染拡大阻止へ向けた健康危機管理体制の強化

一 基本的考え方

海外における高病原性鳥インフルエンザウイルスの人への感染事例が発生していることから、新型インフルエンザウイルスの出現の危険性が高まっている。新型インフルエンザの汎流行に備え、通常のインフルエンザ対策の充実強化が新型インフルエンザ対策の充実強化につながるものと認識する必要がある。国は、このような認識の下に、新型インフルエンザウイルスの出現を想定した調査体制の確立、ワクチン供給体制の整備、医療提供体制の確保及び抗インフルエンザウイルス薬の備蓄又は確保の着実な実施とともに、発生状況等に応じた対応方針の決定並びに行動計画の策定及びその定期的な見直しを行う。

二 迅速な情報入手システムの確立

新型インフルエンザウイルスが出現した場合の健康危機管理体制を有効に機能させるためには、まず、新型インフルエンザウイルスの出現を迅速かつ的確に把握することが不可欠である。国は、国内の新型インフルエンザウイルスの監視体制を一層強化するとともに、新型インフルエンザウイルスの出現が予想される地域を視野に入れた国内外の情報収集体制の整備を図ることが重要である。

都道府県等は、毎年のインフルエンザの流行時には、流行株の確認のためにウイルス分離検査、ウイルス抗原検査その他の検査を行い、その結果から新型インフルエンザウイルスの出現が疑われる場合には、直ちに亜型の確認を行う。

三 インフルエンザワクチンの供給のための事前準備

新型インフルエンザが国内において発生した場合を想定して、出現が予測される新型インフルエンザウイルスに対応するワクチン株の準備並びに必要なワクチンの生産及び供給が安全かつ迅速に行われるための体制を整備することが重要である。

そのため、インフルエンザワクチンの製造業者は、新型インフルエンザを想定したワクチン開発を行うよう努める必要がある。

国は、ワクチンの製剤化、非臨床試験及び臨床試験について、開発の支援を行うとともに、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）に基づく承認のための審査を迅速に行わせるよう配慮する。

四 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄又は確保

新型インフルエンザの汎流行時に、抗インフルエンザウイルス薬の供給及び流通を的確に行うため、国及び都道府県等は、医薬品の備蓄又は確保に努める。

五 先進国による支援体制の強化

世界のいずれかの地域において、新型インフルエンザウイルスが出現し、又は流行した場合に、国は、世界保健機関等との連携の上、感染症に関する早期警戒と対策のためのネットワークである「グローバル感染症警報・対応ネットワーク」を速やかに活用し、情報を収集する。国立感染症研究所は、収集された情報等の分析及び当該地域における緊急

第六 関係機関との連携の強化等
一、三 (略)

四 本指針の進捗状況の評価及び展開 (略)

第七 関係機関との連携の強化等
一、三 (略)

四 本指針の進捗状況の評価及び展開 (略)

○国土交通省告示第五十三号
船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成三十年八月九日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則(昭和四十八年運輸省令第五十号)第十二条の規定に基づき、告示する。
平成三十年八月二十二日

型式承認
船名 物作の名称 物作の型式 製造者の名称 製造者の住所
第F-664号 表面仕上材(上 リアテック 東京都千代田区神田後藤町
張り材(難燃性 のもの) リアテックノス株 二丁目101番地
式会社
第F-665号 " " リアテック・リア " " ルカワド " " " " " "

○海上保安庁告示第五十一号
海上保安庁法施行令(昭和二十三年政令第九十六号)第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。
平成三十年八月二十二日
海上保安庁長官 岩並 秀一

第一条 海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示
次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>別表(第一条関係) (略)</p> <p>番号 船名 (略) 特殊警備救難艇</p> <p>GS 02 いなずま SS 23 あくありうす (略)</p>	<p>別表(第一条関係) (略)</p> <p>番号 船名 (略) 特殊警備救難艇</p> <p>GS 02 いなずま (略)</p>

第二条 海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。
次の表により、前条の規定による改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	前条の規定による改正後
<p>別表(第一条関係) (略)</p> <p>番号 船名 (略) 特殊警備救難艇</p> <p>GS 02 いなずま SS 21 りぶら (略)</p>	<p>別表(第一条関係) (略)</p> <p>番号 船名 (略) 特殊警備救難艇</p> <p>GS 02 いなずま (略)</p>

第三条 海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。
次の表により、前条の規定による改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	前条の規定による改正後
<p>別表(第一条関係) (略)</p> <p>番号 船名 (略) 特殊警備救難艇</p> <p>SS 21 りぶら SS 22 ありえす (略)</p>	<p>別表(第一条関係) (略)</p> <p>番号 船名 (略) 特殊警備救難艇</p> <p>SS 21 りぶら (略)</p>

第四条 海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。
次の表により、第一条の規定による改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	第一条の規定による改正後
<p>別表(第一条関係) (略)</p> <p>番号 船名 (略) 特殊警備救難艇</p> <p>SS 23 あくありうす SS 21 しいがる (略)</p>	<p>別表(第一条関係) (略)</p> <p>番号 船名 (略) 特殊警備救難艇</p> <p>SS 23 あくありうす (略)</p>

インフルエンザに関する特定感染症予防指針

平成 11 年 12 月 21 日厚生省告示第 247 号

(平成 12 年 12 月 28 日厚生省告示第 625 号により一部改正)

(平成 14 年 1 月 16 日厚生労働省告示第 3 号により一部改正)

(平成 17 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 159 号により一部改正)

(平成 22 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 139 号により一部改正)

(平成 26 年 11 月 21 日厚生労働省告示第 439 号により一部改正)

(平成 27 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 193 号により一部改正)

(平成 30 年 8 月 22 日厚生労働省告示第 308 号により一部改正)

厚生労働省

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十一条第一項及び予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第四条第一項の規定に基づき、インフルエンザに関する特定感染症予防指針（平成十一年厚生省告示第二百四十七号）の一部を次の表のように改正したので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十一条第一項及び予防接種法第四条第四項の規定に基づき公表する。

インフルエンザは、人類が数千年前から経験してきた感染症であり、人類にとって最も身近な感染症の一つである。また、風邪症候群を構成する感染症の一つであることから、特に、我が国において、普通の風邪と混同されることが多い。しかしながら、り患した場合の症状の重篤性や肺炎等の合併症の問題を考えた場合には、普通の風邪とは全く異なる転帰を迎えることがあるといった特性に加えて、A型インフルエンザについては、汎流行が数十年に一度発生し、我が国を含めた世界各国で甚大な健康被害と社会活動への影響を引き起こすという特徴を有している。このようなインフルエンザが与える個人及び社会全体への影響に鑑みると、行政関係者や医療関係者はもちろんのこと、個々の国民においてもその予防に取り組んでいくことが極めて重要である。

また、平成六年に、予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)の対象からインフルエンザが除外されたことに伴い、国民の間でインフルエンザの危険性とインフルエンザワクチンの有効性を軽視する風潮が生まれ、インフルエンザワクチンの必要性を含めたインフルエンザの脅威と予防の重要性が、必ずしも国民の間で十分に認識されなくなった。このような状況の下、近年、特別養護老人ホーム等の高齢者が入所する施設においてインフルエンザの集団感染が発生し、入所者が死亡する事例が複数発生し、社会問題化した。これを契機に、高齢者のインフルエンザの発病や重症化を防止するため、平成十三年に、予防接種法の一部が改正され、高齢者に係るインフルエンザを予防接種の対象疾病に加えるとともに、予防接種の対象疾病を類型化する等の措置が講じられた。これにより、インフルエンザの予防接種を希望する高齢者は、予防接種法に基づき、市町村が行う予防接種を自らの判断により受けることが可能になった。

さらに、近年においては、乳幼児のインフルエンザのり患中に発生する脳炎や脳症の問題等も指摘されている。

本指針は、このような認識及び状況の下に、我が国最大の感染症であるインフルエンザについて、国、地方公共団体、医療関係者等が連携して取り組んでいくべき対策について、予防接種の推進等による発生の予防及びまん延の防止、良質かつ適切な医療の提供、正しい知識の普及等の観点から新たな取組の方向性を示すことを目的とする。また、本指針に基づいて、具体的かつ技術的なインフルエンザ対策要綱を作成し、それに基づいた総合的な対策を進めていくこととする。なお、新型インフルエンザについては、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）及び新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成二十五年六月七日閣議決定）に基づき、総合的な対策が進められている。

本指針については、少なくとも五年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更していくものである。

第一 原因の究明

一 基本的考え方

冬季に爆発的に患者が発生し、患者発生数が頂点を迎えた後は急速に終息に向かうといったインフルエンザの流行の特性を考えた場合、適切な予防の実施及び良質かつ適切な医療の提供を支援していくためには、インフルエンザの発生動向の調査は、極めて重要である。国及び都道府県等(都

道府県、保健所を設置する市及び特別区をいう。以下同じ。)がインフルエンザに関する情報の収集及び分析を行い、国民や医師等の医療関係者に対して情報を公開していくことが、インフルエンザ対策を進めていく上で、最も基本的な事項である。

二 発生動向の調査の強化

国及び都道府県等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。）に基づくインフルエンザの発生動向の調査を強化すべきである。特に、感染症の情報収集における迅速性と正確性という本来相反する二つの側面の均衡に配慮しつつ、感染力が極めて強く、かつ、極めて短期間の間に流行が拡大するというインフルエンザの特性に応じた効果的かつ効率的な情報収集体制を整備すべきである。また、感染症法第十四条の二第二項において、都道府県知事の指定を受けた病院若しくは診療所又は衛生検査所（以下「指定提出機関」という。）の管理者は、当該指定提出機関（病院又は診療所に限る。）の医師がインフルエンザの患者を診断したとき、又は当該指定提出機関（衛生検査所に限る。）の職員がインフルエンザの患者の検体若しくはインフルエンザの病原体について検査を実施したときは、当該患者の検体又は当該病原体の一部を都道府県知事等に提出することが義務づけられており、感染症の発生動向の調査に当たっては、患者に関する情報のみならず、病原体に関する情報も含めて、総合的な調査を行うことが重要である。

三 発生動向の調査の結果の公開及び提供の強化

国及び都道府県等がインフルエンザの発生動向の調査の結果の公開及び提供を行うに当たり、様々な立場の者が情報の受け手として想定される。したがって、医療関係者等の感染症の専門家のみならず、感染症についての専門的な知識を有していない国民が、必要な情報を短時間で、正確かつ理解しやすい形で入手できるよう調査の結果の公開及び提供を強化していくことが重要である。

四 国際的な発生動向の把握

インフルエンザは、我が国のみならず世界中で発生する地球規模の感染症であることから、我が国のインフルエンザ対策をより一層的確なものとするため、国際的なインフルエンザの発生及び流行の状況を把握すべきである。

第二 発生の予防及びまん延の防止

一 基本的考え方

インフルエンザの発生の予防及びまん延の防止においては、個々の国民が自ら予防に取り組むことが基本であり、個人の予防の積み重ねが、社会全体のまん延の防止に結びつく。特に高齢者については、重症化防止に予防接種が有効であることが明らかになっていることから、平成十三年の予防接種法の一部改正の趣旨に沿って積極的に予防接種を受けることが望ましい。また、国及び都道府県等においては、医師会等の関係団体とともに、個々の国民が自ら予防に取り組むことを積極的に支援していくことが重要である。

二 予防接種の推進

インフルエンザについては、予防接種が最も基本となる予防方法であり、個人の発病や重症化の防止の観点から、予防接種を推進していくべきである。このため、予防接種の実施者である市町村は、六十五歳以上の者をはじめとする予防接種法に基づく予防接種の対象者に対し、同法に基づく接種対象者である旨を周知するよう努めるとともに、接種対象者がかかりつけ医と相談しながら自らの判断で予防接種を受けるか否かを決定することができるよう、インフルエンザワクチンの効果

、副反応等について正しい知識の普及に努めることが必要である。なお、接種を希望しない者が接種を受けることがないよう、市町村は徹底しなければならない。

また、国及び都道府県等は、予防接種法に基づく予防接種の対象者以外の一般国民に対しても、自らの判断で予防接種を受けるか否かを決定することができるよう、インフルエンザワクチンの効果、副反応等について正しい知識の普及に努めていくことが重要である。

三 予防接種以外の一般的な予防方法の普及

国及び都道府県等は、予防接種以外の一般的な予防方法について、科学的根拠に基づき、かつ、インフルエンザ以外の普通の風邪の予防も併せて想定した上で、国民に対する周知徹底を図っていくことが重要である。

四 施設内感染の防止

インフルエンザウイルスは感染力が非常に強いことから、集団生活の場に侵入することにより、大規模な集団感染を起こすことがある。特に、高齢者等の高危険群に属する者が多く入所している施設においては、日常の健康管理や居住環境の向上に努めるとともに、施設内にインフルエンザウイルスが持ち込まれないようにすることが重要である。

国は、インフルエンザウイルスの施設への侵入の阻止と侵入した場合のまん延の防止を目的とした標準的な施設内感染防止の手引きを策定し、都道府県等とともに各施設に普及していくべきである。その上で、各施設においては、施設内感染対策の委員会等を設置し、当該手引きを参考に、各施設の特性に応じた独自の施設内感染対策の指針を事前に策定しておくべきである。なお、高齢者等の高危険群が多く入所している施設において、入所している者に対して予防接種法に基づく予防接種を行う場合には、個々の者に対して接種の希望を確認した上で、接種を行わなければならない、一律に接種が行われることはあってはならないことである。

五 一般向け情報提供体制及び相談機能の強化

国は、予防接種の意義、有効性、副反応等やインフルエンザの一般的な予防方法、流行状況等に関する国民の疑問に的確に答えていくため、関係団体と連携を図り、情報提供体制及び相談機能を強化していくべきである。

第三 医療の提供

一 基本的考え方

インフルエンザは、健康な人がり患した場合には、重症化することは少ないが、初期症状は普通の風邪と共通する点が多いことから、その鑑別診断は容易ではない。よって、インフルエンザ様の症状を呈する患者の診療に当たっては、的確な鑑別診断が重要である。また、乳幼児がり患した場合には、脳炎や脳症を引き起こすことも問題として指摘されており、高齢者を中心として慢性疾患を有する者等がり患した場合には、合併症を併発することにより重症化する場合が多く、これらの高危険群に属する者に対しては、呼吸器症状の治療のみならず、十分な全身の管理が求められる。したがって、国及び都道府県等は、医療関係者を支援していくため、医療機関向け学術情報の発信強化等を図ることが重要である。

二 医療機関向け学術情報の発信強化

国及び都道府県等は、日進月歩で進んでいるインフルエンザに関する診断方法、治療方法等の研究成果について、医療機関に迅速に提供していくため、医師会等の関係団体との連携を図りながら、各種学術情報の発信強化を行うことが重要である。また、国は、関係団体と連携を図り、医療関

係者からの相談にも応じられるよう相談機能の強化を図るべきである。

三 流行が拡大した場合の対応の強化

インフルエンザの流行に伴い、患者が大量に発生した場合においても、良質かつ適切な医療を提供するためには、国、都道府県等、医師会等の関係団体等の相互の連携が重要であり、流行していない時期から継続的に連携を図ることが重要である。国及び都道府県等は、実際にインフルエンザが大流行して多数の患者が発生した場合を想定して、消防機関と医療機関との一層の連携強化を図るとともに、必要な病床や機材の確保、診療に必要な医薬品の確保、医師、看護婦等の医療従事者の確保等の緊急時の医療提供体制をあらかじめ検討しておくことが重要である。

四 施設における発生事例への対応の強化

高齢者等の高危険群に属する者が多く入所している施設において、インフルエンザの流行が発生した場合には、都道府県等は、当該施設等の協力を得ながら積極的疫学調査(感染症法第十五条に規定する感染症の発生の状況、動向及び原因の調査をいう。以下同じ。)を実施し、感染拡大の経路及び感染拡大に寄与した因子の特定等を行うことにより、施設内感染の再発防止に役立てることが望ましい。また、国及び都道府県等は、積極的疫学調査のほか、施設からの求めに応じて適切な支援及び助言を行うことが求められる。

五 インフルエンザワクチン等の供給

国は、インフルエンザワクチン並びに必要な診断薬及び治療薬について、円滑な生産及び流通が図られるよう努めることが重要である。このため、特に、インフルエンザワクチンについて、毎年度の需要を検討するとともに、インフルエンザワクチンの製造販売業者等と連携しつつ、必要量が円滑に供給できるように努めることが重要である。また、予期せぬ需要の増大が生じた場合には、高危険群に属する者への円滑な接種に配慮しつつ、供給面についての対策を検討することが重要である。

第四 研究開発の推進

一 基本的考え方

インフルエンザの特性に応じた発生の予防及びまん延の防止や良質かつ適切な医療の提供を推進していくためには、研究結果が感染の拡大抑制、また、良質かつ適切な医療の提供につながるような研究を行っていくべきである。特に、インフルエンザは、いまだ解明されていない点が多く、基礎、疫学、臨床等の各分野における知見の集積は不可欠であるが、これらの自然科学的側面のみならず、社会的側面や政策的側面にも配慮した研究を行っていくことが重要である。このため、国及び都道府県等は、このような観点から、インフルエンザ研究の基盤整備を推進することが重要である。

二 インフルエンザワクチン等の研究開発

国は、より有効かつ安全なインフルエンザワクチン及び治療薬の開発に向けた研究、より迅速かつ確実な診断方法及び検査方法の開発に向けた研究、現行のインフルエンザワクチン及び治療薬等の使用に関する研究等を強化するとともに、戦略的な研究目標を設定することが重要である。

三 疫学研究の推進

国は、インフルエンザの発生及びまん延の状況の早期把握、流行予測の手法に関する研究を推進するとともに、高齢者に対するインフルエンザワクチンの接種の効果の検証、インフルエンザに罹患した場合における脳炎や脳症の発症の可能性があるためにインフルエンザの高危険群に属する

可能性がある乳幼児に関する疫学研究等を推進することが重要である。

四 研究機関の連携体制の整備

国及び都道府県等は、研究の充実を図るため、国立感染症研究所、地方衛生研究所、大学、国立病院、国立療養所等から成る研究機関の連携体制を整備するとともに、研究成果が相互に活用できる体制を整備することが重要である。

五 研究評価の充実

国は、研究の充実を図るため、研究の成果を的確に評価するとともに、国民や医療関係者等に対する公開及び提供を積極的に行うことが重要である。

第五 国際的な連携

一 基本的考え方

インフルエンザは、我が国のみならず世界中で発生する地球規模の感染症であり、我が国のインフルエンザ対策の充実と世界全体への貢献の観点から、国際機関、先進国等との連携を図りつつ、対策を進めていくことが極めて重要である。

二 国際機関との連携強化

国は、世界保健機関その他の国際機関への支援を通じて、国際的なインフルエンザの発生動向の調査の体制を構築するとともに、世界各地でインフルエンザが流行した場合には、その情報を迅速に収集できる体制を構築することが必要である。

三 先進国相互間の協力体制の整備

国は、インフルエンザの予防方法、診断方法及び検査方法の標準化、治療方法の開発等について、先進国相互間で情報交換を行うとともに、共同でこれらを行う等の政府間や研究者間の協力体制の整備を進めていくことが重要である。

四 開発途上国への協力

インフルエンザ対策が公衆衛生上の優先課題となっていない国々に対する発生動向の調査体制の整備に関する技術支援を通じて、これらの国々におけるインフルエンザの発生動向等の情報を収集するとともに、感染の拡大の抑制等に向けた支援を行っていくことが重要である。このため、二国間保健医療協力分野においても、外務省等とも連携を図りながら、積極的に協力を推進することが望ましい。

第六 関係機関との連携の強化等

一 基本的考え方

関係するすべての機関が、役割を分担し、協力しつつ、それぞれの立場からの取組を推進することが必要である。このため、厚生労働省、外務省、文部科学省、農林水産省等における普及啓発の推進、研究成果の情報交換、官民連携による施策の推進を図るほか、国及び都道府県等と医師会等の関係団体との連携を強化することによって、インフルエンザの発生動向の調査体制の充実、報道機関等を通じた積極的な広報活動の推進等を図ることが重要である。

二 保健所及び地方衛生研究所の機能強化

地域における感染症対策の中核としての保健所の役割を強化するとともに、感染予防対策を推進する上での所管地域の特性等の留意点を分析できるよう保健所の機能強化を図ることが重要である。また、都道府県等における病原体検査の中心的な役割を果たす地方衛生研究所の機能強化を図

ることが重要である。

三 専門家会合の開催

予防接種に代表される発生の予防及びまん延の防止の方法は、科学的根拠に基づいたものであることが不可欠である。国は、インフルエンザの専門家から成る委員会を設置することにより、科学的知見を定期的に蓄積し、その結果をインフルエンザ対策に反映することが重要である。

四 本指針の進捗状況の評価及び展開

本指針を有効に機能させるためには、関係者が協力して本指針に掲げた施策に取り組むことが極めて重要である。このため、国は、流行期におけるインフルエンザの発生状況及び本指針に基づく取組の進捗状況を取りまとめ、次の流行期に備えておくべきである。